

事業報告

国民健康保険制度は国民皆保険を支える重要な基盤であり、将来にわたり、持続的かつ安定的な運営を推進していく必要がある。

このため、国保法が改正され、平成30年度から、県が財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などの役割を担うこととなった。

こうした状況を踏まえ、国保連合会は引き続き業務の効率的な運営に努めるとともに、新国保制度について、県と市町村等と十分に連携し、新制度が円滑に実施されるよう業務を進めた。

1 業務の効率的な運営

保険者と連携を図りながら、確実かつ効率的な業務運営に努めた。

- (1) 診療報酬等審査支払業務
- (2) 後期高齢者医療業務
- (3) 介護給付費審査支払業務
- (4) 障害者総合支援審査支払業務
- (5) 特定健康診査・特定保健指導業務

2 保険者支援の推進

保険者負担の軽減を図るため、高額医療費支給、医療費通知の作成をはじめ保険者間調整、第三者求償など保険者事務の共同処理を積極的に実施した。また、保険者が実施しているレセプト点検業務を令和2年度から受託できるよう準備を進めた。

3 保健事業の支援

地域住民の健康の保持増進を図るため、保険者や関係機関と連携し、国保データベース（KDB）システムの活用、特定健診・保健指導の実施率の向上、健康づくりに関する調査・分析、広報活動など、効果的な保健事業の推進に努めた。

4 情報セキュリティ対策の推進

個人情報の保護の徹底を図るため、システム認証の運用などに完全管理措置を講ずるとともに、第三者機関による認証（ISMS）審査を継続するなど、セキュリティ対策に万全を期した。